

公害等調整委員会の動き (平成31年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月17日	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京
1月22日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第5回審問期日	東京
3月14日	成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 第6回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件
(平成31年(セ)第1号事件)

平成31年1月21日受付

本件は、申請人が、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計550万円等の支払を求めるものです。

- 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件
(平成31年(セ)第2号事件・(ゲ)第1号事件)

平成31年2月14日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人は、農業者(被申請人)のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足に

よる健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

(平成31年(調)第1号事件)

平成31年2月18日受付

東京都など6都府県の住民94名(以下「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があり、これを平成31年2月18日に受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。

- ① 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下「本件救済制度」という。)を創設すること。
- ② 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③ 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9,400万円を支払うこと。

- 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件
(平成31年(ゲ)第2号事件)

平成31年2月22日受付

本件は、申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件
(平成31年(セ)第3号事件)

平成31年3月8日受付

本件は、申請人が、被申請人の経営する店舗(食肉販売店)に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めるものです。

- 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件
(平成31年(セ)第4号事件)

平成31年3月11日受付

本件は、申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生される低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものです。

- 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件
(平成31年(ゲ)第3号事件)

平成31年3月29日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

- 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件
(平成25年(セ)第26号事件・平成30年(調)第5号事件)

① 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億6,000万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等や申請人及び被申請人代表者本人尋問を実施するなど、手続を進めたが、平成30年4月18日、申請人ら13人から申請を取り下げる旨の申出があり、また、その余の申請人ら2人(注：申請人ら1人について相続が発生し、相続人2人が手続を承継した。)に係る申請については、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定に基づき、職権による調停に移行するとともに、同法第34条第1項の規定に基づき、調停案が到達した日の翌日から起算して30日の期間を定めて調停案を当事者双方に送付し、受諾を勧告したところ、期限内に受諾しない旨の申出がなかったため、平成31年1月18日、同調停案で合意が成立したとみなされ、同法第42条の24第2項の規定により上記申請人2人の責任裁定の申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

- 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件
(平成29年(ゲ)第6号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 12 月 4 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項の規定に基づき、和歌山地方裁判所御坊支部から、原因裁定をすることの囑託がありました。

囑託事項は以下のとおりです。和歌山県由良町の住民 1 人（原告）が所有する建物に生じた傾斜等の損害は、由良町（被告）が行った漁港整備工事に伴う地盤沈下によるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本囑託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、漁港整備工事の工事内容と地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成 31 年 2 月 26 日、原告所有の建物に生じた傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

（平成 28 年（ゲ）第 1 号事件）

① 事件の概要

平成 28 年 5 月 24 日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民 1 人から、建設会社及び建物解体会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する土地及び建物に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5 回の審問期日を開催するとともに、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 31 年 3 月 27 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

（平成 31 年（フ）第 1 号事件）

平成 31 年 3 月 14 日受付

申請人が、中国経済産業局長（処分庁）に対し、中国経済産業局長が行った岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。

○ 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

（平成 31 年（フ）第 2 号事件）

平成 31 年 3 月 20 日受付

申請人が、福島県知事（処分庁）に対し、福島県知事が行った福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。